

大分県報

平成三十年
号外（一八）
三月二十七日

（火曜日）

目次

公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則の一部改正	一
交番等の設置に関する規則の一部改正	一
警察本部訓令	一
大分県警察の組織に関する訓令の一部改正	二

○公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

大分県公安委員会委員長 小山 康 直

大分県公安委員会規則第1号

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

大分県警察の組織に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表の刑事企画課の項中 「捜査支援室」を「捜査支援室 通訳センター」に改める。
刑事研修所」

第16条の2中第10号を第13号とし、第9号の次に次の3号を加える。

- (10) 取調べに係る指導及び教養に関すること。
 - (11) 通信傍受に係る指導及び教養に関すること。
 - (12) 通訳センターに関すること。
- 第17条に次の1号を加える。
- (11) 性犯罪の捜査に関すること。

第38条の3を第38条の4とし、第38条の2を第38条の3とし、第38条の次に次の1条を加える。

（通訳センターの分掌事務）

第38条の2 通訳センターにおいては、通訳センターに関する事務をつかさどる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

大分県公安委員会委員長 小山 康 直

大分県公安委員会規則第2号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の大分県警察署の部の佐賀関幹部交番の項及び里警察官駐在所の項から神崎警察官駐在所の項までを削り、同部に次のように加える。

坂ノ市交番	大分市久原南2丁目	大分市のうち横塚1丁目の一部、王ノ瀬1丁目、王ノ瀬2丁目、里1丁目、里2丁目、里3丁目、小佐井1丁目、小佐井2丁目、小佐井3丁目、久原北、久原中央1丁目、久原中央2丁目、久原中央3丁目、久原中央4丁目、久原南1丁目、久原南2丁目、大分流通業務団地1丁目、大分流通業務団地2丁目、大分流通業務団地3丁目、恵比寿町、浜中、坂ノ市中央1丁目、坂ノ市中央2丁目、坂ノ市中央3丁目、坂ノ市中央4丁目、坂ノ市中央5丁目、坂ノ市西1丁目、坂ノ市西2丁目、坂ノ市南1丁目、坂ノ市南2丁目、坂ノ市南3丁目、坂ノ市南4丁目、大字里、大字屋山、大字市尾、大字木田、大字久土、大字細、大字東上野、大字久原、大字日吉原、大字丹生、大字佐野、大字丹川の一部、大字一本、大字坂ノ市、大字馬場、大字本神崎、大字大平、大字木佐上及び大字志生木の一部
佐賀関警察官駐在所	大分市大字佐賀関駐在所	大分市のうち大字佐賀関、大字白木、大字一尺屋及び大字志生木の一部

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第3号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察の組織に関する訓令（平成6年大分県警察本部訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月27日

大分県警察本部長 太刀川 浩 一

第3条第1項の表の刑事企画課の項を次のように改める。

刑 事 企 画 課	管理係、企画係、指導係、犯罪統計係、手配・共助係、公判対応係、犯罪被害者支援係、取調べ指導係、通信傍受指導係
捜 査 支 援 室	情報分析係、技術支援係
通 訊 セ ン タ ー	通訊センター係
刑 事 研 修 所	研修係

第3条第1項の表の捜査第一課の項中「火災専門捜査係」の次に「、性犯罪捜査係」を、「強行犯特捜班」の次に「、性犯罪特捜班」を加える。

第4条第1項の表の取調べ指導官の項の次に次のように加える。

通信傍受指導官	刑事企画課	警 視	(1) 通信傍受の適正の確保のための指導及び教養並びに事件主管課及び警察庁との連絡調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
---------	-------	-----	--

第4条第1項の表の検視官の項の次に次のように加える。

性犯罪捜査	捜査第一課	警 視	(1) 性犯罪捜査に係る捜査技術及び
-------	-------	-----	--------------------

指導官

捜査関係法令の研究及び指導に関すること。
(2) その他上司の命を受けた事務に関すること。

第4条第2項の表中「強行犯」の次に「、性犯罪」を加える。

附 則

この訓令は、平成30年3月27日から施行する。